

川西市産業ビジョン改定等業務委託にかかる 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、公募型プロポーザル方式により、川西市産業ビジョン改定等業務を委託する事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

当業務は、令和元年度に策定し、令和2年度にポストコロナ地域経済対策を加えた現産業ビジョン（計画期間：令和2年～9年度（前期：令和2～4年、後期：令和5～9年））を、コロナ禍の長期化及び、市北部地域の開発進展、南部を中心とした農地の減少といった産業構造の変化を踏まえつつ、川西市中心市街地活性化基本計画をはじめ関連する各計画との整合性を保ちながら川西市第6次総合計画（計画期間：令和6～13年度）の策定に応じて改定するものであり、これに伴う調査・分析、改定支援、会議支援等を委託するものである。

この業務を効果的・効率的に行うために必要とされる専門知識、技術力、企画力、実績等による提案を募集し、価格以外の要素を含めて総合的に審査・評価を行い、業務の履行に最も適した事業者を委託候補者として選定することを目的とする。

1 業務概要

- (1) 業務名称 川西市産業ビジョン改定等業務委託
- (2) 業務場所 川西市役所 他
- (3) 業務内容 別添「川西市産業ビジョン改定等業務委託仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日～令和6年3月31日
- (5) 提案限度額 5,000,000円（税込）

2 参加資格

本業務の企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 一般（指名）競争入札参加資格審査書を提出し受理された者であり、かつ、一般（指名）競争入札参加資格の指名停止を受けていないものであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第7条に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。また、これらの者と下請負契約その他の契約を締結する者でないこと。
- (5) 近畿2府4県に本社あるいは支店等を設置する法人であること。
- (6) 過去5年以内（平成30～令和4年度）に、産業振興関連計画等の策定に係る業務の受託実績を有していること。

3 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、次によりプロポーザル参加申込書（様式1）を提出する

こと。

(1) 申込期限：令和5年6月7日（水）17時まで（必着）

※提出する場合は、事前に【担当課】まで電話連絡すること

(2) 申込方法：【担当課】へ持参又は郵送

4 質問の提出及び回答

(1) 提出期限：令和5年6月7日（水）17時まで（必着）

(2) 提出方法：質問書（様式2）に質問内容を記入し、【担当課】へEメールで提出。

(3) 回答方法：全参加事業者にEメールで、令和5年6月14日（水）までに回答予定。

※指定の様式や、メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない

5 企画提案書の提出

(1) 提出書類（①②は原本1部、③以下は原本1部と副本5部）

①プロポーザル参加表明書（様式1）

②会社概要書（様式任意）

社名、代表者名、所在地、設立年月日、資本金、売上高、従業員数、業務内容、会社の特色、
保有する認証取得 等

③業務実施体制（様式3）

④業務経歴書（様式4）

⑤企画提案書（様式任意・必須記載事項）

- ・調査・分析業務について
- ・ビジョン改定支援について（重点事項と中心市街地の活性化を踏まえた提案）
- ・専門人材との協力体制について
- ・会議運営支援について
- ・計画書の作成について

※企画提案書は、A4版片面4枚又はA3版片面2枚以内、横書き左綴じとし、下部にページ番号を振ること。A3版を利用する場合は折り込むこと。

※提案書には、表題「川西市産業ビジョン改定等業務企画提案書」と提出年月日、事業者名を記載すること。

⑥見積書（様式任意）

見積書には、可能な限り内訳を記載すること。また、合計欄には消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。

(2) 提出期限・方法

期限：令和5年6月20日（火）17時00分

方法：持参又は郵送（提出する場合、担当課まで電話連絡すること）

6 選考方法

(1) 書類審査（1次審査）

当プロポーザルへの参加を表明した事業者が6者以上あった場合は、下記の評価基準の内「実施体制」により審査・採点を行い、上位5者をプレゼンテーション・ヒアリングによる2次審査

の対象とする。

結果は6月21日（水）に参加表明のあった全事業者に書面で通知する。

(2) プレゼンテーション、ヒアリング（2次審査）

① 評価委員会

評価審査会を設置し、下記の評価基準により審査し事業者を選定する。

② 日程、場所

令和5年6月26日（月）川西市役所内会議室（予定）

※詳細については、2次審査の対象事業者に個別に通知する。

③ プレゼンテーション、ヒアリング

- ・プレゼンテーションを15分、ヒアリングを10分の計25分で行う。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づくものとし、資料の追加配布は認めない。
- ・出席する説明者は、当業務に従事する者2名以内とする。
- ・プロジェクター等は使用しない。

④ 選定

提案内容を総合的に審査・評価し、全評価者の採点結果の平均値により順位をつけ、最高点を契約締結優先者として選定する。

ただし、採点の結果、最高点者にあっても、得点率が60%を下回る場合は選定しない。

【評価基準】

審査項目	審査の視点	配点
実施体制	管理責任者や担当者について、適切な人員配置が行われているか	15
	業務実績を持ち、経験・ノウハウの蓄積があるか	15
提案内容	調査・分析について、各統計等の収集・分析のノウハウを有しているか	10
	ビジョン改定支援について(重点推進施策と中心市街地の活性化を踏まえた提案)	20
	専門人材との協力体制が、ビジョン改定から事業実施まで充実しているか	10
	会議運営支援と計画書の作成について	10
見積額	提案内容に対して適切な金額か。	20

※見積額の採点については、「提案事業者の最低金額÷見積金額×20点」により算出する。

7 結果通知と公表

当プロポーザル参加事業者に個別に通知するほか、川西市ホームページで、受託者とした者の商号又は名称及びその理由、全ての参加者の名称又は商号、審査結果一覧、その他必要な事項を公表する。

8 契約の締結

審査の結果により選定された事業者を契約締結優先業者として契約の交渉を行う。また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は川西市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合など）で契約ができない場合、次点の者との交渉を行う。

9 参加表明事業者の失格条項

- (1) 提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類の内容が仕様書などに示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、評価委員会が社会通念上、失格にあたる事由があると認める場合

10 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は事業者選定に伴う作業などに必要な範囲で複製を作成、保存等することがある。
- (4) 提出書類に記載された、当業務担当予定者は原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合、同等以上の資格・能力を有するものとして、市の了承を受けなければならない。
- (5) 提出書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、結果公表などの必要な場合には、市は事業計画書等の内容を無償で使用できるものとする。また、当プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川西市情報公開条例（平成4年川西市条例第8号）に基づき、提出書の一部または全部を公開することがある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載や審査の公平性を害するなどの行為があった場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (7) 提出書類の提出後、応募の辞退を行う場合は任意の様式で書面により申し出ること。

11 スケジュール（予定）

令和5年6月 7日（水）	質問書・参加申込提出締め切り
令和5年6月14日（水）	質問回答
令和5年6月20日（火）	提出書類の締め切り
令和5年6月21日（水）	書類選考（一次審査）の結果通知
令和5年6月26日（月）	プレゼンテーション・ヒアリング審査（二次審査）の実施
令和5年7月上旬	審査結果通知

【担当課】川西市 市民環境部 産業振興課 担当：田中・森本
〒666-8501 川西市中央町12番1号（2階7番窓口）
電話：072-740-1162 ファクス：072-740-1332
E-mail：kawa0181@city.kawanishi.lg.jp